

山梨県の特定外来生物 「アレチウリ」

山梨県には多様な生態系があり、これら自然環境の保全は重要な課題です。自然環境へ大きな影響を及ぼす要因の1つとして、外来種の影響が指摘されています。外来種は人間活動に伴って持ち込まれる種であり、農林水産業など私たちの生活に欠かせない重要な種がある一方で、自然生態系や人間活動に被害を生じる種もあります。特に被害を生じる種は侵略的外来種と呼ばれ、特定外来生物として規制されている種もあります。

アレチウリ (*Sicyos angulatus*. L) は特定外来生物に指定されている植物です。栽培や生きたままの移動させること、保管、輸入、野外への放出や種子をまくこと、譲渡が禁じられている植物です。植物ではアレチウリを含め19種が特定外来生物に指定されており(2022年3月18日確認)、河川敷などで見られるオオキンケイギクやオオハンゴンソウも特定外来生物に指定されています。

アレチウリは北米原産の一年生のつる性植物で、1952年に静岡県清水港で確認されたのが最初といわれています。河川敷等で大繁茂し、在来種と競合して生態系に大きな影響を及ぼします。山梨県内でも大繁茂したケースがあり、積極的な防除(予防と駆除)が必要です。



河川内部でアレチウリが大繁茂している様子

アレチウリの生活史は一年生の植物で春（4月下旬）に発芽し、秋（10月）には枯れてしまいます。すぐに枯れてしまうように思えますが、旺盛な成長を示し、ひと夏の間で10mも成長することがあります。そして、大量の種子を生産し、翌年以降も発芽し続けてきます。そのため、侵入すると他の植物を覆うようにどんどん増えていき、在来の植物を抑制します。このような状況が毎年続き、自然環境に大きな影響を及ぼします。

アレチウリの生活史



駆除をする際の注意として、スズメバチやトゲに注意する必要があります。アレチウリの花にはスズメバチが訪花します。時には十数匹で飛び回っていることがあります。また、実の表面には鋭いトゲがあります。夏から秋にかけて駆除する際には十分な注意が必要です。

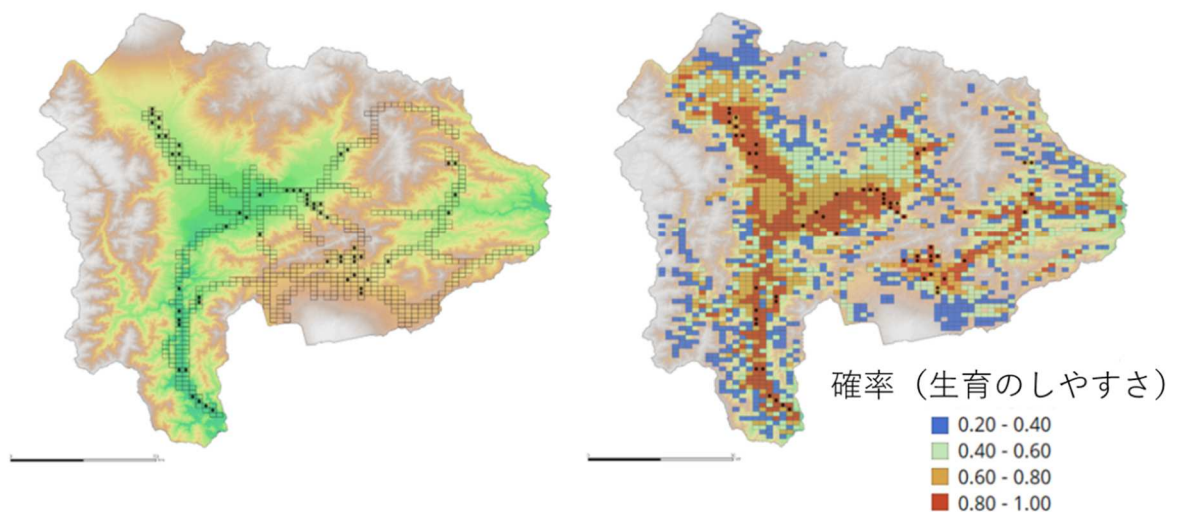
駆除する際の注意！



アレチウリの花にはスズメバチが訪花します。また、実の表面には鋭いトゲがあり、刺さります。そのため、夏から秋に駆除する際には十分注意してください。

効果的な外来種対策を実施するためには、駆除計画立案の基礎となる侵入状況の把握が必要となります。また侵入状況が明らかになれば、侵入しやすい地域を予測することができるようになります。2015年に行われたアレチウリの分布調査では、県内複数個所にアレチウリの侵入が確認されました（下、左図）。また、侵入しやすい地域を予測するとアレチウリが発見された場所より多くの地域に侵入可能であることが示されました（下、右図、赤い色ほどアレチウリが侵入し、生育する可能性が高いことを示す）。特に農耕地や河川敷で侵入しやすく、全県的に侵入される可能性が高いということがわかってきました。そのため、特定地域の問題ではなく、全県的に対処すべき問題と言えます。

アレチウリ



外来種被害予防三原則（環境省）として、1. 入れない、2. 捨てない、3. 拡げないが掲げられています。この分布図と侵入予測から、現在侵入していない地域では、継続的な監視、モニタリングから入れないことを念頭に防除計画の立案が望まれます。すでに侵入している場合には、拡げないことに重点を置きながら防除計画を進めることが必要です。人的・時間的な労力には限りがありますので、まずは保全したい地域、保全すべき地域を明確にして、そこから防除活動を始めることが有効です。

今回紹介したアレチウリ以外にもオオキンケイギクやオオハンゴンソウの侵入が認められています。また富士山五合目のような亜高山帯で生育できる外来植物の1種フランスギクも近年市街地で見かけることが多くなってきました。まずは周辺の自然環境をよく観察しながら、外来種の侵入と繁茂を抑制することが大切です。

アレチウリの駆除方法と時期、注意事項について

●駆除方法

抜き取り：人の手で根ごと抜き取ります。根は浅いため、簡単に抜くことができます。ほかの植物へ影響が低く抑えられます。

刈取り：種子を付ける前（6月から8月）であれば、草刈りも有効です。

●処分方法

【その場で枯らせる場合】

- ① 種子が作られる前の時期であれば、抜き取りあるいは刈取りで駆除した個体をそのまま静置し、枯らす。再生することはほとんどないです。

【袋等に入れて処分する場合】

- ① 袋に入れて枯らせる。種子を落とさないように袋を密閉して、枯らす。
- ② 燃えるごみとして自治体のごみ処理方法に従って処理する。

【生きたまま運ぶ場合】

アレチウリは生きたまま運ぶことが禁止されていますが、住民や自治会、ボランティア団体等による小規模な駆除は、次の点を行うと法律に違反することなく、生きたまま運び処理することができます。

- ① 「いつ」「どこで」「だれが」行うのかホームページや地域の回覧板を使用して事前に告知をする。
- ② 駆除したアレチウリがこぼれ落ちないように対策して、ごみ処分場や燃えるごみの集積場に持ち込み処分する。

●時期と回数

同じ場所で年複数回の駆除をアレチウリが出なくなるまで継続する。途中でやめると駆除前の繁茂している状態に戻ることもあるので、継続した駆除が望まれます。時期は目安として5月から8月の間で3回程度、駆除を行うのが良いですが、場所の状況や参加人数に応じて駆除回数を変えても良いでしょう。

●駆除のポイント

- ・種子を付ける前に抜き取る
- ・アレチウリが出なくなるまで継続する
- ・継続的な駆除が実施できるよう体制をつくる

●注意事項

- ・駆除を行う場所の管理者（土地所有者など）に連絡し、必要な手続きを取る
- ・アレチウリは“特定外来生物”なので、取扱には十分注意すること